

第1回 子どもの家の運営に関する懇談会 会議録

■ 日時 令和8年6月8日（月） 午後2時00分～午後3時40分

■ 会場 宇都宮市役所 13階 教育委員室

■ 出席者

委 員：藤井委員，福田治久委員，坪井委員，土崎委員，熊本委員，
福田智恵委員，飯沼委員，磯委員，岡田委員，高田委員，
伊藤委員

事務局：生涯学習課長，生涯学習課職員

■ 傍聴者：0名（※報道関係者1名）

■ 議題

1 開会

2 あいさつ，委員紹介

3 会長，副会長の選出

互選により，藤井委員を会長に，福田治久委員を副会長に選出

4 議事

(1) これまでの指定管理の総括について

(2) 子どもの家の運営に関する懇談会における検討事項について

5 その他

6 閉会

■ 委員からの意見・質問等（要旨）

【議事(1)：これまでの指定管理の総括について】

<会長>

本懇談会は，子どもの家事業が将来にわたり持続可能で安定した事業となり，子どもたちにとって安心安全な放課後児童の居場所となるために宇都宮市が行っている見直し検討に対して，公正中立な立場から意見をする場である。それらを踏まえた上で，まずは議事1について資料16スライド目に記載の「市の評価について」を中心にご意見をいただきたい。

<委員>

支援員の資質の向上という課題とあるが，これまでに実施した研修の内容や回数は。

<事務局>

指定管理者主催の研修のほか，市主催の研修がある。市主催の研修は，年間4～5回程度実施しているところであり，内容は放課後児童クラブの運営指針の理解についてや，発達障がいの特性理解についてなどである。

<委員>

支援員の質について、研修を実施していることは承知しているが、正規雇用の支援員と短時間勤務の支援員がいて、正規雇用の支援員の方が責任は重く子どもたちに接する時間が長いため、支援員の資質が担保される仕組みだと思うが、中には、短時間勤務の方ばかりが支援に入っていると、人数はそろっているが子どもたちへの育成支援の質が担保できない環境となるおそれがあると感じている。正規雇用の支援員をいかに増やしていくか、短時間の方の資質を引き上げていくかということも取組として非常に重要になると感じている。

また、利用者が増えているということで、私の住んでいる地区の子どもの家では、低学年についてはクラスの半分以上が利用申込をしているという現状である。年度が切り替わる時期は支援員の配置数を多くしないと難しい。

また、子どもの家の教室として学校の空き教室や地域コミュニティセンターを利用しているが、利用者数が増えているため、学校によっては教室そのものが足りなくなっている現状を伺うこともある。さらに夏休みだけ子どもを預かるという仕組みも、保護者にとってはありがたいが、どのように子どもたちを安全にお預かりし、子どもたちに活動に参加してもらうのかということが課題だと感じている。持続可能な運営や育成支援の質の担保にあたって、そのあたりが課題になると思う。

<会長>

教室が足りないという指摘に関して何か事務局から説明はあるか。

<事務局>

利用を希望している児童をすべて受け入れているため、場所が不足することが想定される際には学校の余裕教室等を借りている。夏休みに一時的に利用児童が増えて、場所が不足する場合には、事前に学校と調整し追加で余裕教室等を借りることで場所を確保している状況である。

<会長>

学校と調整するのは市か。

<事務局>

市で調整を行っている。

<委員>

指定管理者制度になる前は、地域が直接子どもの家の運営に関わっていたため、支援員はその場で「悪いこと（ルールを守れないこと等）は悪い」と子どものことも保護者のことも強く指導できたが、指定管理者制度では、しっかりとした現場の責任者がいないため指導できる体制にない。また、地域で運営していた時は、悪い行いをし

た子どもがいた場合、その指導は地域に任せられていたが、今は指定管理者も市も指導を以前のようににはできない。今の親の考え方が、以前とは変わってきて、子どもの家を単なる託児所と同様に考えるようになってきている。これを是正しないと子どもの家も大変になる。

指定管理者制度になったことにより、安定した運営ができ、支援員の負担が減ったのはいいことだが、地域で運営していた時のように一つの子どもの家を管理し、回せる人がいないということが課題だと感じている。

<会長>

回せる人がいないとはどういうことか。

<委員>

地域で運営していた際には、運営委員会の会長が支援員に対して直接指導できたが、今はそのような立場の人がいない。現在は、指定管理者の中の統括管理者が現場を回っているが、一つの子どもの家を直接回す現場の責任者がいないため、支援員は子どもの家で何かあった時にどこに相談したらいいか分からない状態である。

<委員>

岡田委員のおっしゃる通りではあるが、児童や保護者に対し、地域で運営していた頃と全く同じ内容の指導ができるかという点、コンプライアンスの面などもあり、難しい部分もあるかと思う。

ブロックをもう少し細かく分けるべきではないかという案があるように、指定管理者が担当する施設数が多いと目が行き届かないこともあるのでは。指定管理者の統括管理者がブロック内を回っているが、児童数や問題点も増えているので、すべてを詳細には把握できていない。指定管理者制度の導入により、支援員が経理業務などを行わなくてよくなった反面、利用人数が大幅に増えたことにより、支援員が一人の子どもに向き合う時間が以前よりも少なくなった。現在の親の認識は「料金を払ってサービスを受けている」というものであり、権利意識が大きくなっている。昔は地域と保護者が一緒に頑張るという意識があったが、一切なくなっている。これらを踏まえてどうしていくべきかを考えないといけないと感じている。

<委員>

支援単位あたりの利用人数も多く、特別な支援が必要な状況に近いお子さんもいる中、通常の支援員配置で適切に育成支援をしていく大変さはある。子どもたちや保護者のため、いろいろなところを修正、議論していかないといけない。

<委員>

利用児童が増加しているというところで、支援員の適正人数について考える必要が

ある。また、ハード面が追い付いていない子どもの家もあり、学校教室やランチルームでやっているところ、物品を別の場所から運んできて準備しなければならないところ、独立棟があるところ、一つの子どもの家の中で活動場所を分けないといけないところなど、子どもたちを預かる体制が市で統一できていないことが課題だと思っている。

利用者アンケートでは満足度が高いとあるが、保護者は何に対して満足しているのか。預かりの場としての「量」を満たしているから満足しているのではないかと感じるが、子どもの家はただの預かりの場だけでいいのか。子どもの家で何をやるのか、どういう預かり方をするのかといったあり方を議論しないといけない。

また、指定管理者をプロポーザル方式で選定する際、市議会においても、法人ごとの提案内容が分からなければ、指定管理者の指定の議案について適切に評価するのは難しい。例えば、提案時には、スケールメリットを生かして支援員を確保すると提案していたが、現状では人材が足りないというケースが多々見受けられる。しかし、市の指定管理者制度の仕組みでは、提案内容については、応募者が了解をしない限り公にはできないという決まりになっている。提案内容を公にできるような仕組みを次回選定の際には考えていくべきだと思う。

<会長>

応募者の提案について評価する機能がどこにあるか等事務局から何か説明はあるか。

<事務局>

指定管理者の選定については、プロポーザルで提案をいただき、市の内部組織である指定管理者選定委員会で評価し、指定管理者候補者を選定した上で、議会で指定の議決をいただいている。ただ今のご意見は、市議会における議決の部分まで含めて、是非を判断する材料が足りないというものと認識している。事務局としては、本日の議題の二つ目の「今後の検討事項」に指定管理者の選定方法に関する内容を入れるかどうかの検討が必要になるかと考えている。

<会長>

プロポーザルで提案した内容ができているかをどのように判断するかという部分に対しては。

<事務局>

毎年、管理運営評価の仕組みの中で、適正な管理運営ができていたかというのを市の实地調査と利用者アンケート等で判断している。1期目及び2期目の提案内容と運営状況の整合がとれているかを含めて3期目は選定をすべきであって、それをどのような仕組みによって担保していくかというご意見かと認識している。

<委員>

熊本委員がこれだけ強く選定の仕組みについて言及するのには理由があると思う。

1期目の指定管理者による運営開始に際して、非常に大きな出来事があった。次回はそれを踏まえて考えた方がいいと思う。

<委員>

指定管理者制度は、基本的に「公の施設の管理」を行う制度であることが前提だと思うが、子どもの家における公の施設の管理とは、何を指しているのか。施設として適切に運営しているかは、支援員の配置状況や受け入れ人数、開所状況等が評価されるべきポイントだと思う一方で、配慮が必要な子どもに対して手厚くサポートしたといったこと等は、公の施設の管理という中でどのように評価しているのか。

また、私自身、国の放課後児童クラブについて議論する場に携わっており、議論の中でよく出て来る話題が、「子どもの声」を放課後児童クラブの評価や指定管理者選定の中に取り入れる仕組みになっているのかというものがある。保護者や支援員の声を聞く仕組みはあると思うが、子どもの声はどのように反映しているのかについて、現状を教えていただきたい。

<事務局>

子どもの家は公の施設としては少し特殊で、「放課後児童健全育成事業を行う施設」という位置づけであり、その上で、小学校区ごとに設置し、利用希望があれば所定の要件を満たす全員を受け入れているため、受け入れ人数の大小ではなく、適正に育成支援ができているかどうかで評価している。

<委員>

指定管理という仕組みを取り入れた背景は。

<事務局>

全ての子どもの家の管理運営に関する基準を統一するため、子どもの家の設置及び管理に関する事項を子どもの家条例と施行規則で定め、その枠組みのなかで指定管理者制度を導入した。

<委員>

地域で運営していた時は、子どもの家のすべてのものが会長に任されており、支援員の給与もばらつきがあったほか、子どもの家の責任をいつまで地域で背負わないといけないのかという運営委員会の会長たちの声が元になって、指定管理制度導入につながった。

<事務局>

土崎委員のご意見の「子どもの声をどのように反映しているか」という部分について、子どもからの直接の意見については、各指定管理者が運営の中で子どもに意見を聞くという取組は実施しているが、市による管理運営評価においては、保護者を経由したご意見としていただいているところである。

<委員>

こども基本法ができた中で、子どもの家事業でも子どもの声を受け止める仕組みがあるといいと思った。

<委員>

子どもの意見表明権の尊重というのは国全体でも言われているため、子どもの声を取り入れられる仕組みが必要である。

<委員>

同意見である。保護者の満足度が高いというのは、子どもを預かってくれるから満足しているということも考えられ、子どもからすると、家に帰って自由に遊びや勉強などをしたいのに、親に子どもの家に行くように言われるから来ているという意見もある。子どもの意見も尊重すべきである。

<委員>

岡田委員の意見について、地域で運営していた時は地域の会長がスーパーバイザーとなり、支援員の話聞いて一緒に考えて支援をしていたのだと思う。現在は、資料24スライド目の参考1の表の主任支援員がスーパーバイザーの位置だと思うが、うまく機能していないのか。

<事務局>

指定管理者制度に移行する中で、子どもの家を円滑に運営するために、お示しいただいたスライドに記載のそれぞれの役割を配置する体制としたが、委員のご意見にあったようにいくつかの子ども家では、主任支援員として本来統括すべき役割の人たちが十分にその機能が果たされていない可能性もあるため、そこが課題となると認識したところである。

<委員>

かつて地域ぐるみで子どもを支えていた体制には強みもあったと思う。指定管理の強みとともに焦点を当てて、それぞれの強みを融合させた新しい形を考えてみるのもいいと思う。

<会長>

以前の「子どもの家・留守家庭児童会事業に係るあり方に関する懇談会」では、地域の強みを弱らせずに、引き継いでいく形で進めたので、指定管理者による運営となった後も、運営委員会の方が引き続き意見できる仕組みにはなっているはずである。

<委員>

地域と指定管理者との関わりについては、あまりないと感じている。運営委員会の時から働いている支援員が残っているから、会長と支援員の個人的な繋がりに頼っているだけであり、指定管理者は地域と向き合って話していない。地域で運営していた時の支援員が残っている一部の子どもの家は、まだ協力をしてくれるような地域の方がいるかもしれないが、もうあまりないと思う。

<委員>

私はまだ支援員から話を聞いて繋ぐ役割を担っている。宮っ子ステーション推進委員会は学校との連携のつなぎをするのが役目であり、これをやらないと学校ともうまくいかない。だが、多くの宮っ子ステーション推進委員会が、現在は放課後子ども教室の運営のみになっており、子どもの家に携わることがないと思う。

<委員>

現在の宮っ子ステーション推進委員会は子どもの家の運営を行う権限がないため、指定管理者に意見できる仕組みではあるが、意見することを遠慮しているところもある。

ただ、地域で運営していた時の課題や問題点があったからこそ、地域から市に公設民営にしてほしいと言ったものであり、その結果、指定管理者制度になったという経緯もよく考慮して、地域の時代の運営から活かせることは活かすように検討した方がいい。

<委員>

地域での運営には戻さなくていいが、困ったことが生じたら何でもやるという運営委員会当時の会長のような立場の人を各子どもの家に置く必要がある。

以前は保護者会が経理事務を担うなど、地域と保護者が運営の当事者としてやっていたが、今は保護者は子どもを預けるだけになっており、本当は会社が休みなのに子どもの家に預けているというような親も中にはいるので、そのような保護者をどうするかもある必要があると思う。地域で運営していた時は、会長が親に直接指導ができたが今はできないから現場は困っている。

<会長>

本懇談会でできることを整理したい。望ましいことは何かということ、意識喚起で

きることや何を改善しないといけないかということを議論する時間にしたい。

<委員>

子どもの環境は大きく変わってきている。学校や施設から保護者に対してお願いしたいことや子どもの育ちの状況を伝える術がない。指定管理者には、保護者との懇談の場や保護者同士の関わる場を積極的に作ってもらいたい。私が関わっている宮っ子ステーション推進委員会の子どもの家では、最低でも年2回は保護者との懇談会をやるが、保護者の出席率は落ちている。

今後は、子どもが主体的に良いことと悪いことを判断できるよう丁寧に関わりながら育てていく教育が変わっていく。それを保護者も理解する必要がある。子どもの育ちは社会全体で育てていくものであり、地域への関わり方なども指定管理者選定の要件や配点に含める等していただきたい。

<会長>

子どもが育つ場に支援員がどのように関わっていけるのか、仕組みをいざなっていければいい。

<委員>

私の学校では、支援員と学校の情報交換を定期的にやっている。子どもの状態を伝えると子どもの家の参考になるし、逆に学校との様子の違いも分かる。「放課後は別」ということではなく、同じ本校の児童なので、そういった情報交換の場はあっても良いかと思う。

また、人数が多いので校舎内の教室も子どもの家として使っているが、教職員の出勤時間の16時40分までには独立棟に戻ることにしている。空き教室を使っても、学校側に影響はないので教員の働き方改革を進める立場としてはありがたい。

<委員>

情報交換は、指定管理者の熱量にもよると感じる。「学校と連携を」と言われるが、どのような場面での連携を目指すのかが指定管理者によって差がある印象である。

支援員の研修について、けがや災害時の危機管理の研修は行っているのか。指定管理者に対してマニュアルの作成は義務づけられているか。

<事務局>

支援員の資格を取るために必須となる県の認定資格者研修において、安全対策及び緊急時対応に関する研修科目が設けられており、すべてのクラスに研修を受講した支援員が必ず配置されている。このため、危機対応について把握している者が必ずクラスごとに1人以上いる体制になっている。その上で、市と指定管理者双方で更なる研修体制を整えているが、危機管理に係るマニュアル作成は指定管理者に義務付けてお

り、危機管理に係る研修、訓練は指定管理者で実施している。

<委員>

子どもの家で子どもがけがをした際に、「支援員では救急車判断ができない」と養護教諭が呼ばれたことがあり、教員も現場に手伝いに行ったが、救急車の要請や救急車対応などを支援員ができず、学校職員が対応したことがあったので、勤務時間が短時間の支援員などは研修などを受けていないのかと思った。学校がある時にはできることは協力するが、学校がない土曜日などに同様のことが起こってしまった時に心配である。

<事務局>

本来は、そのような場合に対応できる人材を置くこととしており、そのような状況があったとすれば、指定管理者を通じて適切な対応に関する指導が必要なケースである。

<委員>

子どもの意見表明権の話があったが、子どもは聞いてもすぐには言わないが、よくよく話を聞いていくなかで、特定の支援員の口調が強いので子どもの家に行きたくないという子どもがいるというのを耳にする。そのような子どもの意見をどのように支援員に伝えているのかというと保護者を介してということになると思うので、保護者、指定管理者、場合によっては学校なども含めて風通しを良くすることが必要である。

親の資質については、懇談会の枠を超えての大きな問題であるとも思うが、地域で子どもを育てるといった場合、家庭、学校、地域が基本である中で、子どもの家の運営が指定管理者に移ったことにより、子どもの家を託児所のように思っている保護者が多いのではと思う。そのため、保護者たちにも地域や学校とともにどのように子どもを育てていきたいのかを考えてもらうことは必要であると感じる。最終的には子どもたちのために、何が問題でどのような改善が必要なのかを整理しながらやっていく必要がある。

【議事(2)：子どもの家の運営に関する懇談会における検討事項について】

<会長>

事務局から、資料18スライド目において検討事項の案、資料19スライド目において検討スケジュールの案が提示されているが、これらの内容についてご意見をいただきたい。

<委員>

開所時間の見直しとは、具体的にどういうことか。

<事務局>

一例として、一部の保護者から19時以降の延長の要望があるが、慎重に検討するべきと認識している。

<委員>

子どもの家として子どもの健全な育成という目的を考えると、現在の19時までの開所が最大だと思う。そこは親が19時までに迎えにいけるように、社会が変わるべきである。

<委員>

学校長期休業中の時に、もっと早い時間から預けたいという要望はあるか。

<事務局>

要望はあるが、ごく一部である。

<委員>

開所時間が19時までとなっているが、子ども家によっては、夕方の時間帯には子どもが全員帰宅してしまい、支援員だけがいなければいけないという現状があるようだ。支援員の負担を考えれば、柔軟に開所時間を子どもの家ごとに調整できるような仕組みを考えていくべき。

<委員>

できるのでは。

<委員>

他市町の事例で、開所日数が足りず、国からもらえる補助金が少なくなったということがあった。

<事務局>

子どもの家の運営には国の交付金を活用しており、補助要綱の中で開所時間・開所日数についてのルールが決まっているので、次回以降の懇談会において枠組みの説明をして議論ができればと考えている。

<委員>

地域差があると思うが、利用が増えることによる教室不足や、活動部屋が分かれることで主任の目がすべての教室に届かないことにより運営がうまくいかないといったことも生じているのでは。適正な子どもの数と教室、正規雇用の支援員や主任支援員の配置などを議論してもいいのでは。

<会長>

学校の状況によるため、個別の話になってしまうのではないかな。

<委員>

空き教室があるかないかにもよる。

<委員>

ハード面も話し合いができるといい。

<委員>

市の推計では、今後児童数は減っていくのか。

<事務局>

学校児童数は年々減っているが、子どもの家の利用児童数は増えている状況である。独立棟整備の要望もいただくが、市としての整備の考え方については、今後学校児童数が減っていき、余裕教室が確実に出てくる中で、独立棟を作るのは難しい状況であり、ご理解いただきたい。

<会長>

施設や環境の話が入っていないので、議題のどこかに合わせて組み入れることは可能かな。

<事務局>

施設整備については、ブロック割等の枠組みについての検討事項と併せてご意見いただく形でよろしいかな。

<各委員>

異議なし。

<委員>

地域連携については多くの時間を要するのではないかな。支援員の処遇とは別に、それぞれ1回ずつ時間を設けて議論したほうがいい。

現状を踏まえると、地域連携については新たにコミュニティ・スクールとの連携が可能なのかの議論も必要であると思う。現在宮っ子ステーション推進委員会が行っている子どもの家の運営について意見する機能をコミュニティ・スクールの枠組みの中で行うことができるのではないかな。

<委員>

私の所属する地域では、今年度から魅力ある学校づくり地域協議会の中に宮っ子ステーション推進委員会を位置づけたことにより、子どもの家についての議論もできる仕組みに変えた。子どもの家のことを分かっている地域の人々がいなくなる可能性があるため、持続可能な仕組みにしていくためにはどうしたらいいかは議論した方がよい。

<会長>

地域連携は重要で肝だと思う。懇談会としてコミュニティスクールと一緒にやっていくという方向性を打ち出すのも良いのでは。

最初に大きな指針となるような議題をやった方がよい。

<委員>

支援員の処遇については、今年度、国の方で動き（処遇改善事業の運用改善）があるため、来年度の議題にした方がよい。

<会長>

議論の全体像を整理したい。どのような問題があり、最終的にはどこを目指していくのか。例えば、主任支援員の話が出たが、保育所においても主任は各部屋にいるわけではなく、各クラスを回って状況を把握しながら保育士同士で連携を取っている。これは、運営ではなく運用の工夫であると思うので、懇談会では私たちは運用上の工夫できる点を提案するのも良いのではないか。問題点と、それは改善できるのかできないのか、意見なのか要望（期待）なのか整理していきたい。

また、今後の議論の順番については、本日の皆様の意見を踏まえて、事務局で再考し、会長と副会長に提案する形で良いか。

<各委員>

異議なし。